

健長第3882号  
令和3年1月8日

山梨県介護支援専門員協会  
会長 鷺見よしみ 殿

山梨県福祉保健部健康長寿推進課長  
(公印省略)

介護者が新型コロナウイルス感染症に感染し、在宅生活が  
困難となる要介護者等の受入体制の整備について（通知）

日頃から本県の高齢者施策の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護者である家族が新型コロナウイルス感染症に感染し、残された要介護者（濃厚接触者）の在宅生活が困難となるケースや、施設入所の高齢者が新型コロナウイルスにより入院し、退院できる状態になっても一時的に入所先を確保しなければならないケースなどへの対応が課題となっています。

上記のケースにおいて、訪問介護や短期入所生活介護等の介護保険サービスや、養護老人ホームの利用等を検討しても、なお受け入れ先のない高齢者に関して、感染症管理が可能な医療機関（受入機関）に協力いただけることとなりましたので、在宅生活が困難となる事例が生じた場合には、市町村の高齢者福祉主管課との連携を図っていただきますようお願いいたします。

なお、詳細については別紙Q&Aを御覧ください。

認知症・地域支援担当  
TEL:055-223-1450

(写)

健長第3882号  
令和3年1月8日

各市町村高齢者福祉主管課長 殿

山梨県福祉保健部健康長寿推進課長  
(公印省略)

介護者が新型コロナウイルス感染症に感染し、在宅生活が  
困難となる要介護者等の受入体制の整備について (通知)

日頃から本県の高齢者施策の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護者である家族が新型コロナウイルス感染症に感染し、残された要介護者(濃厚接触者)の在宅生活が困難となるケースや、施設入所の高齢者が新型コロナウイルスにより入院し、退院できる状態になっても一時的に入所先を確保しなければならないケースなどへの対応が課題となっています。

上記のケースにおいて、訪問介護や短期入所生活介護等の介護保険サービスや、養護老人ホームの利用等を検討しても、なお受け入れ先のない高齢者への対応について、市町村が老人福祉法による措置を適用することにより、感染症管理が可能な医療機関(受入機関)に協力いただけることとなりましたのでお知らせします。

なお、詳細については、別紙Q&Aを御覧ください。

認知症・地域支援担当  
TEL:055-223-1450

(写)

健長第3882号  
令和3年1月8日

各保健福祉事務所長 殿  
(地域保健課及び長寿介護課事務取扱)

山梨県福祉保健部健康長寿推進課長

介護者が新型コロナウイルス感染症に感染し、在宅生活が  
困難となる要介護者等の受入体制の整備について（通知）

日頃から高齢者の感染症対策に御対応いただき、感謝申し上げます。

介護者である家族が新型コロナウイルス感染症に感染し、残された要介護者（濃厚接触者）の在宅生活が困難となるケースや、施設入所の高齢者が新型コロナウイルスにより入院し、退院できる状態になっても一時的に入所先を確保しなければならないケースなどへの対応が課題となっています。

上記のケースにおいて、感染症管理が可能な医療機関（受入機関）に協力いただけることとなりましたのでお知らせします。

地域保健課において上記事案を把握した場合には、介護者（新型コロナウイルス感染者）を通じて、担当する介護支援専門員（介護保険未申請の場合は市町村の高齢者福祉主管課）まで、速やかに状況を連絡できるよう、支援をお願いします。

詳細については別紙Q&Aを御覧ください。

また、市町村及び山梨県介護支援専門員協会には別添写しのとおり通知しました。

認知症・地域支援担当  
TEL:055-223-1450

## 在宅生活困難要介護者等の受入体制整備に関するQ&A

問1 対象者を教えてください

問2 利用までの流れを教えてください

問3 老人福祉法に基づく措置について、教えてください

問4 措置に要する費用について、教えてください

問5 規則(要綱)改正が必要かどうか、教えてください

問6 措置中に要介護者の容態が変わり、医療が必要となった場合の対応は

問7 受入機関までの搬送方法について、教えてください

問8 入所時の身元保証や退院時の受入先について、教えてください